

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組

次の事項に該当した場合は、出勤をせずに、速やかに所属に報告してください（在宅勤務は可能です）。

◆ 疑似症状（※）を催した場合（軽重問わず）

※発熱又は咳嗽・咽頭痛・全身倦怠感などの感冒症状

症状によっては、本学附属病院で PCR 検査を実施する場合があります。

疑似症状を催したら速やかに所属に報告するのはもちろんのこと、症状を正確に伝えるために記録をとるようにしてください。

◆ 具合が悪くてかかりつけ医を受診したところ PCR 検査の実施を勧められた

◆ 具合が悪いので保健所に相談したら PCR 検査の実施対象となった

これらに該当した場合は、本学附属病院で PCR 検査を実施しますので、直ちに所属に報告してください。

◆ 濃厚接触者指定を受けた場合

◆ 同居家族等が次の事項に該当した場合

- ① 新型コロナウイルスに感染した、② 濃厚接触者指定を受けた、③ PCR 検査の対象となった

感染拡大防止の観点から、出勤はできません。直ちに所属に報告してください。

（注）附属病院勤務職員（病院棟・臨床棟に勤務する職員。医学部基礎系、保健医療学部・医療人育成センター教員のうち、附属病院で医療行為を行う職員も含む）は除く（附属病院勤務職員は附属病院において別途取扱いを指示しているため）

《事務局総務課》